

引き取り義務外家電 4品目の処分について

環境清掃課 ☎ 57-4100

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などのリサイクルが義務付けられている家電製品は、買い替えの場合は購入する小売業者に引き取り義務があります。それ以外は、次の方法で処分してください。

- ・市で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼する
 - ・郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を入手し、指定取引場所へ持ち込む
- ※詳しくはごみ出し便利帳または市ホームページをご覧ください。

公共施設についての オープンハウス開催

公共施設マネジメント課 ☎ 66-1214

塩津・西浦の両地区で整備を予定している学校・公民館・保育園などの機能が集まる施設の配置案・検討状況について、パネルや模型の展示でお知らせし、意見を伺います。

と き・ところ

塩津地区

10月16日 午後3時～8時
塩津公民館

西浦地区

10月18日 午後3時～8時
西浦公民館

野焼きは原則禁止です

環境清掃課 ☎ 57-4100

ごみの屋外焼却（野焼き）の煙によって「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「のど・目が痛くなった」「気分が悪くなった」など、苦情が多く寄せられています。周辺へ迷惑をかけたり生活環境へ悪影響を与える焼却は認められていません。

●ごみ処理は適切に

- ・少量のごみ…燃やすごみ収集日に出しましょう。
- ・多量の草木…一色不燃物最終処分場に持ち込みましょう。

※運搬用軽トラックの無料貸し出し（要事前予約）を環境清掃課で行っています。

●野焼きは5年以下の懲役、 1,000万円以下の罰金

野焼きの原則禁止は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にうたわれています。悪質な野焼きは警察に通報してください。

問合先 蒲郡警察署生活安全課 ☎ 68-0110

●野焼きから火災に

火災と間違いやすい煙・火炎を発生する行為はあらかじめ届け出が必要ですが、野焼きを許可するものではありません。野焼きはちょっとした油断や不注意で火災となり、負傷・死亡に至る危険があります。

問合先 消防本部予防課 ☎ 68-0937

生活排水対策に 取り組みましょう

環境清掃課 ☎ 57-4100

10月は「クリーン排水推進月間」・「浄化槽強調月間」。生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。できることから始めてみませんか。

●身近な生活排水対策

- ・食べ残し・飲み残しを減らす
- ・排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は廃油回収を利用する
- ・食器や鍋の油汚れはまず新聞紙などで拭き取る
- ・洗剤は適量を測って使う

●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査（中部微生物研究所 ☎ 76-2228）を受けなければなりません。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。

スタインウェイを弾こう！

市民会館 ☎ 67-5151

生涯学習課

と き 10月12日 午前9時～午後5時

ところ 市民会館大ホール

対象 市内在住・在学の小学生以上の方

参加費 500円（1区分1時間）

申し込み 10月2日 電話で市民会館へ。

※楽器の持ち込みはご遠慮ください。

道路上に伸びた樹木の 剪定のお願い

土木港湾課 ☎ 66-1135

私有地から歩道や車道に伸びた樹木の枝は、通行の妨げとなるだけでなく、交通標識やカーブミラー、信号機などを覆い、交通事故の原因にもなりかねません。誰もが安全に道路を通行できるように、樹木の所有者の方は枝の剪定を行うなどの適切な管理をお願いします。

最低賃金が改定されます

観光商工課 ☎ 66-1119

10月1日～時間額926円（現行898円）に改定されます。

県内の事業所で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パートアルバイトなど）に適用されます。

問合先 豊橋労働基準監督署 ☎ 0532-54-1192



スマホ専用画面で確定申告!!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマホでも所得税の確定申告書が作成できます。

スマホを利用した電子申告(e-Tax)を行うためには、税務署での事前手続が必要です。本人確認を行った上でID・パスワードの交付を受けてください。

来年からスマホ専用画面を利用できる申告(令和元年分)

収入	給与所得、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄付金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

問合先 豊橋税務署 ☎ 0532-52-6201 ※自動音声

税務課 ☎ 66-1116